



「社会を明るくする運動」と「青少年非行・被害防止」のメッセージ伝達式が役場本庁舎で行われました。

伝達式では、雲南地区保護司会代表の伊藤志津江さん（角井）と春日公夫雲南警察署署長が「犯罪・非行の防止」や「罪を犯した方の更生」、「次世代を担う青少年の健全育成」への理解と協力の願いが込められたメッセージを、塚原町長に伝達しました。

「社会を明るくする運動」は全ての国民が、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。

「社会を明るくする運動」
「青少年非行・被害防止」
メッセージ伝達式

7月1日

【国民健康保険料率が決定】

保険料率の変更はありません

	令和6年度国民健康保険料率		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付分
所得割	7.62%	2.81%	2.55%
被保険者均等割	25,100円	9,600円	11,000円
世帯平等割	17,200円	6,600円	5,300円

※所得割／被保険者全員の前年（令和5年中）の総所得を基準に計算

※被保険者均等割／被保険者一人一人が均等に負担

※世帯平等割／被保険者の世帯ごとに負担

保険料の軽減

世帯の所得状況に応じて、下記のとおり被保険者均等割と世帯平等割が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7割軽減	43万円（+※1）以下
5割軽減	43万円+29.5万円×被保険者数（+※1）以下
2割軽減	43万円+54.5万円×被保険者数（+※1）以下

【※1 給与所得者等の場合】基準額が給与所得者の数が2人目以降、1人当たり10万円が追加

給与所得者等：

○給与収入金額が55万円を超える人

○公的年金等に係る所得を有する人（65歳未満：公的年金収入金額が60万円を超える人、65歳以上：公的年金収入金額が125万円を超える人）

保険料の減額

国民健康保険料の納税義務者の属する世帯内に、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である未就学児がある場合には、未就学児の均等割額の1/2が減額されます。

上記の軽減割合に基づき減額される世帯は、その減額後の未就学児均等割額の1/2が減額されます。

【後期高齢者医療保険料率が決定】

令和6年度後期高齢者医療保険料率（県内均一）

均等割	50,160円
所得割	10.08%

※均等割／被保険者一人一人が均等に負担（所得が低い世帯は、所得水準に応じて保険料の均等割額を軽減）

※所得割／被保険者の前年（令和5年中）の総所得を基準に計算

均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて、下記のとおり均等割額が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7割軽減	43万円（+※2）以下
5割軽減	43万円（+※2）+29.5万円×（被保険者数）以下
2割軽減	43万円（+※2）+54.5万円×（被保険者数）以下

【※2 世帯主及び世帯の被保険者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合】

年金・給与所得者数が2人目以降、1人当たり10万円が追加

○保険料の算定・納付（※国保・後期高齢共通）

4月から6月の間は、仮算定により保険料を賦課しています。7月からは、確定した年間保険料額から、6月までに納付した保険料額を差し引いた残りの額を、来年3月までの9ヵ月に分けて納めます。（年金からの天引きにより保険料を納めている人も同様）

■問合せ 住民課 ☎ 76-2213



自治会長など約20人が参加

防災出前講座を
実施

6月29日（土）
30日（日）

飯南町気象防災アドバイザーである堀江安男氏を講師に、29日には上区、30日には野萱に出向き防災出前講座を行いました。

講座では、堀江氏から注意すべき気象と特徴や災害対応に利用できる気象情報などの説明がありました。野萱自治区振興会では、出前講座後に発電機やトランシーバーの使い方、テントの組み立てなどの確認も行われました。

町では、今後も自治会等の団体を対象に出前講座を実施し、町民の皆さんの防災意識の向上を図ります。



3年間お疲れさまでした

地域おこし協力隊
が退任

6月30日（日）

地域おこし協力隊の藤谷さゆりさんが3年間の任期満了で退任されました。

藤谷さんは「飯南町さつまいも生産者協議会」を担当。令和3年7月1日に着任して以来、主に川尻地区で、さつまいもの栽培、出荷、6次産業化などを行いました。生産拡大や技術向上、販路拡大も推進されました。

退任式では、「島根を出ても結んだ縁を大切にし、また遊びに来たいと思います。3年間ありがとうございました」と話されました。

昨年度2月に、「飯南町教育環境基本方針検討委員会」から答申を受けた、本町にふさわしい教育環境のあり方を示した「教育環境基本方針」の概要を、大谷教育長が赤来中1、3年生に説明しました。

鳥田勝信さんを講師に「中学校の再編」がテーマの要約学習の授業が行われ、そのテーマの一つの事例として、大谷教育長が同方針の概要を説明。説明を聞いた中学生は、一人一人の考えをまとめ、生徒同士で話し合い、意見を発表しました。

今後、中学生の発表で出た意見や感想を参考にするとともに、子どもも大人も参画した議論を重ねて、教育環境基本計画を策定します。



要約した資料をもとに、話し合う生徒



説明を行う大谷教育長

中学生に教育環境基本方針を説明
（中学校の再編をテーマに要約学習）

7月4日（木）